

放送大学神奈川サークル協議会規約

平成 21 年 4 月 12 日制定

第1章 総則

- 第1条 本会の名称は「放送大学神奈川サークル協議会」(以下「協議会」とする)。
- 第2条 協議会は学生団体等の連携による相互活性化を図ることを目的とする。
- 第3条 協議会は放送大学神奈川学習センター公認の学生団体および同窓会で構成する。
- 第4条 協議会メンバーは神奈川学習センター公認の学生団体および同窓会の責任者および推薦委員若干名で構成する。

第2章 役員および会議

- 第5条 協議会には以下の役員を置くこととし任期は当該事業年度 1 年間とする。
(役員の再任は妨げない。事業年度は 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までとする。)
- (1) 代表 (学生団体の責任者の互選により決定)
 - (2) 副代表 (学生団体の責任者の互選により若干名を選出)
 - (3) 事務局 (メンバーの互選により若干名を選出)
 - (4) 各行事チームリーダー (当該年度事業計画にもとづき選出)
 - (5) 会計 (2 名)
 - (6) 会計監査 (2 名)

- 第6条 協議会は以下の会議を定期的に開催する。

- (1) 協議会メンバーによる会議 (毎月 1 回、代表が召集し原則として第 2 日曜日)
- (2) 執行委員会 (適宜開催、代表が召集、メンバーは代表・副代表・事務局とする)
- (3) 行事ごとに編成されるチームによる会議 (必要な都度、チームリーダーが召集)

第3章 活動内容

- 第7条 協議会は以下の活動を行い年度末の協議会メンバーによる会議において、次年度の活動計画を決定する。
- (1) 各サークル間および同窓会との連携・協力の推進活動
 - (2) 学習センターとの連携・協力の推進活動
 - (3) 各種行事の企画・開催
◎フェスタ・ヨコハマ

- ◎公開講演会
- ◎学生団体合同企画行事
- ◎学習センターとの合同行事

第4章 会計

- 第8条 協議会は各種行事への参加費と学生団体等からの分担金で運営する。
- 第9条 運営費の内容は活動計画策定時に討議する。
- 第10条 会計年度は事業年度同様とする。

第5章 補則

- 第11条 本規約の改正は協議会メンバーによる会議において議決する。
- 第12条 本規約に定めるもののほか、必要な細則は別途定める。